

岐阜市社会福祉協議会役員及び評議員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条並びに第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に即した報酬等を支給する。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員には、次に定める報酬等を支給する。

- (1) 報酬、役職手当、期末手当を別表1の範囲内で、会長が理事会の承認を得て定める額。
- (2) 通勤手当について、職員給与規程に準じた額。

(非常勤役員、評議員の報酬等)

第4条 非常勤役員、評議員には、次に掲げる業務を行った場合に、別表2に定める額を報酬等として支給するものとする。ただし、地方公共団体の職員については、この限りではない。

- (1) 理事会、評議員会及び監事会への出席
- (2) 本会が主催する行事に主催者として出席
- (3) 本会事業推進に係る進捗状況の把握や文書等の決裁業務
- (4) 関係団体が主催する会議や行事への出席
- (5) その他会長が必要と認めた業務

(重複支給の禁止)

第5条 関係団体が主催する会議や行事への出席について、報酬や費用弁償の支払いがある場合は、報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等の支給時期は、本会職員給与規程に定める時期とし、あらかじめ本人が指定した金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 非常勤役員、評議員の報酬等については、あらかじめ本人が指定した金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、職員等の旅費に関する規程により、旅費、日当を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月22日開催の定時評議員会終結の時から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬等

| 区分 | 報酬等 | 備考 |
|------|-----------------|----|
| 報酬 | 月額 20万円までの範囲内 | |
| 役職手当 | 月額 8万4千円までの範囲内 | |
| 期末手当 | 報酬月額×3.5箇月分の範囲内 | |

別表2 非常勤役員、評議員の報酬等

| 区分 | 報酬等 | 備考 |
|-------|--------|----|
| 1回につき | 3,000円 | |